

第4回 野洲市総合計画審議会 会議要録

日 時 : 平成23年5月26日(水)午後2時00分～午後4時00分

場 所 : 野洲市市民活動支援センター ホール

出席委員 : 最終20名

欠席委員 : 9名

1. 開会

<事務局>

皆さん、こんにちは。本日は、第4回の野洲市総合計画審議会を開催させていただきましたところ、皆様方にはご多用の中、ご出席いただきまして本当にありがとうございます。日ごろは計画策定にご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

なお、本日は委員も少し欠席の方が多いのですが、私どもも市長と部長が所用のため欠席しております。ご了承ください。

2. 会議の成立確認

<事務局>

それでは、早速なのですが、議題に入らせていただく前に、本日の会議の成立についての確認をさせていただきます。

委員の皆さん29名のうち、本日16名の委員にご出席いただいております。過半数を超えているということで、会議が成立していることをまずご報告申し上げます。

それでは、早速なのですが、審議事項に移らせていただきたいと思います。これ以降の会議の進行につきましては、次第に基づきまして会長に進行をお願いしたいと思います。

3. 審議事項

①総合計画見直し素案（第1章～第5章）修正案について

<会長>

皆さん、こんにちは。本日、第4回の審議会ということで、進行させていただきます。

全体での会議は今日で一度、中締めということで、次回からは各部会で議論していただく形になります。これまでの3回の審議を振り返りまして、副会長さんから総括がございますので、最初をお願いします。

<副会長>

皆さん、こんにちは。もうこんなこと聞かなくてもわかっているのと言われるかもしれませんが、全3回とも出席された方、1・2回抜けておられる方、あるいは途中で入れかわられた方もあるかと思っておりますので、ここまでどういう経過になって、今、私たちがどの位置に立っているのかという説明をкаいつまんでさせていただきたいと思います。そのことによって共通理解が得られ、次の部会へのステップになるかと思っております。

まず、この会議が開かれましたのは、第1次野洲市総合計画というこの冊子、これがもとに

なっております。何事も物事を達成しようと思いますと、まず構想、それから2番目に計画、そして実行、それを評価し、最後に分析、あるいは原因がどうであったのか、これが普通の段階であると思えます。

私たちが今なさなければならないのは、この構想、計画、最初の2つの段階です。この構想、計画というものも、6年前につくられたものを見直すというのが私たちの役目になっているかと思えます。

前回、第3回は非常に活発な意見が多く出ました。言いつ放しでストレスのたまった人、聞き放しでストレスのたまった方も多々あるのではないかと思うため、少しまとめてお話しさせていただきたいと思えます。前回はあまり時間がなかったものですから、こちらでまとめきれなかったという反省はありますけれども、ここで最初に少しお話しさせていただきたいと思えます。

皆様方のたくさん出た意見の中でも、何を話すべきかという、最初の構想部分について練っていたわけですが、意見としては玉石混濁で、これは部会レベルの話ではないか、あるいは基本的に理解しておくべき話ではないかなど、すべてが混ざってしまっていましたので、次の部会に向けての準備段階として皆さんに共通して念頭に置いておいていただきたい、そういう共通理解事項をいくつか述べさせていただきたいと思えます。

最初に、まず野洲市からとしては、この6年前に練られた計画は非常に長々しく、少しわかりにくい部分がある。つまり、第3番目の実行に移すに当たって、どう捉えていいのかわからない。そういうこともあり、もう少し凝縮してわかりやすく短く簡単にしてほしいというご意見がありました。その要望に従って、もうスタートしているわけですが、私たちはこれからその作業に入るわけです。

前回、第3回において色々な意見が出た中で、1回～3回の中でやはり私たちが共通して理解しておこうということが、1つ目のわかりやすい表現ということです。前回、その中でもある委員が、難しい言葉をあまり使わない方がいいのではないか、簡潔にしようというご意見もありまして、それはここに含めていいかと思えます。わかりやすく簡潔に表現を直そうではないか、これが1点です。

最初から皆さん方が非常に関心を持っておられます人口問題、これも東北大津波があったように、町長から住民の半分、村の半分、あるいは町の半分が流されたとか、そういうことがない限り、通常人口の自然増減は起り得ることであり、普通に赤ちゃんが生まれ、転入する人があり、転出する人があり、病気になったり、お年を召したり、事故で亡くなられた方がいる。そういう自然増減に関しては、どの計画にも吸収でき得るはずではないかと思っております。したがって、年齢別構成を挙げてほしいとの良い意見もあったとは思いますが、もちろんそれがベースにあることは確かではあります。この基本計画を練る上においてはあまり突き詰めて考える必要はないのではないかと。これが2点目です。

3点目としては、市長のマニフェストを考慮に入れなくていいとおっしゃいましたので、マニフェストの件も考慮外にさせていただきたいと思えます。

4点目、財源云々という方もおられました。けれども計画というのも長期計画、短期計画、1年ごとの計画、いろいろあるかと思えますが、これは中長期のスパンで考えるものであって、財源云々をしていると、その計画が非常に縮こまったものになってしまう。そうではなくて、長いスパンで見るものですから、理想の野洲市というものを頭に置いて計画を立てていただけ

たらいいかと思います。財源はあまり気にしなくてもいいのではないかと考えております。

それから、原因分析ですが、これは私が最初に申し上げましたとおり、構想、計画、実行、評価、その最後が分析になっております。分析が全く必要ないというわけではありませんが、やはりこれはすべての計画が評価され、そして失敗の原因、あるいは成功の原因を分析してから次のステップに進むというものではないかと思っております。したがって、この計画を立てたらどうなるだろうか、なぜこうなったのだろうかという過去6年間の原因分析については、少し置いておいていただきたい。5点、申し上げました。

それから、最後に市民懇談会が6月に開かれることになっております。この中でまたいい意見を述べる方がいらっしゃいましたら、ぜひこの計画の中に盛り込んでいただきたい。

以上、6点が私たちの共通理解かと思っております。

最後に、これは私の意見ではございますけれども、やはり一番大事なものはバランスのとれた計画を立ててはどうか。というよりは、立ててほしいと願っております。つまり、ある新聞によりますと、今の日本の内閣は年寄りが多いから、年寄りばかり手厚い政策があって、若者の政策、子どもの政策がなおざりになっているのではないか、そういう意見を言う方もございます。皆様方は、各種団体の長として出ておられますので、やはりご自分の属しておられる団体のことについては非常に詳しいかと思っておりますが、そのことを声高に言われますと、そちらの方に偏った計画ができかねないと思われまますので、ぜひともオールマイティに全方向から物事を考えながら計画を進めていただきたいと思っております。

以上、いくつか申し上げましたけれども、それを念頭に置いて次のステップに進めていくべきではないかと思っております。

<会長>

ありがとうございます。ただいまの副会長さんの総括に関して、委員の皆さんからご質問・ご意見等ございましたら、お願いします。

<委員>

どうもいろいろ経過をまとめていただいて、ありがとうございます。

最後の7番目でしたか、バランスのある計画とおっしゃいましたが、重点的に何と何を具体的にバランスをとるのか、ちょっとその辺のご意見があれば教えていただきたいと思っております。

<副会長>

特に重点的なものはありません。要するに環境部会なら環境すべてを見直す、人権なら人権の部会、部会ごとにオールマイティにやっていただきたいというのが私の願いです。よろしいでしょうか。

<会長>

あといかがでしょうか、ご質問・ご意見等。

<委員>

非常にうまくまとめられたなという印象なのですが、私が問題意識を持って臨みたいと思っ

た視点をかなり簡略的・断定的におっしゃったので、少し引っかかったのです。例えば、財政の裏づけのない総合計画、これについてはご存じかと思いますが、今の総務大臣が鳥取県知事時代に否定されているのですね。鳥取県ではもう総合計画のようなものは廃止しようということですね。

おっしゃるように総合計画は一種のビジョンですから、あまり現実、足元ばかり見て、長期スパンの視点が欠けてはいけないというのも非常によくわかります。ですから、現実と理想と対立した視点は要らないかと思いますが、これもやはり必要な項目だと思います、総合計画の中では。ですから、財政的裏づけなしに夢のある話を書くのは、これはある意味非常に楽ですよ。しかし、ある程度実現性がないといけないというのも、これもまた総合計画の大きな視点だと思います。

そういうことで、全体、共通認識を持ってということでもまとめられたと思うのですが、場合によっては、この各論、分科会に分かれた時点でも、この議論をもう一回してもいいのではないかと思います。私はそういう考えを持っているのですが、いかがでしょうか。

<副会長>

おっしゃることは確かに、私もない袖は振れないというのはよくわかっておりますが、これは先9年間の計画になっています。1年ごとの計画というのであるならば、財源をどうするか、あるいは期間をいつまでにやってしまうか、あるいは半分だけはいつまでにするか、そういうもっと細かな計画というものが必要かとは思いますが。しかし、先々9年分の収入や支出、そういうことを考え始めると、住みよい野洲市にするにはどうしたらいいかというビジョンが描きにくい部分があるのではないかと思います。

財源というのは非常に大事な話です。絵に描いたもちになってはいけないことは確かですが、一たんここで財源については頭の隅に置いて議論を進めてはどうかと、そういう意味です。私の言い方は言い切りの部分が多いので、誤解を招きかねない部分が多いのですけれども、そういう意味で申し上げました。

<会長>

恐らく、個々の施策だけでは判断しきれない、個々の施策で見ていくというより全体として財政が対応できるのかということになってくると思います。前回の話だと、市長も出せるものは出しますとおっしゃっていましたが、その優先順位とか、全体として対応できるのかというところは、議論として想定されていますか。

<事務局>

1点目、今回は総合計画ですので、まず冒頭にもありましたように、簡略に大きな方向を示すというのを目標にしていますので、あまり具体的な事業というのは今回載ってこないのではないかと考えております。だから、具体的に財政とすり合わせて、この事業をするのに幾らとか、そういうまとめ方にはならないと思っているのです、ただもし仮にそういう事業を載せるにしても、例えば9年先までの財政計画を数字でと固めてしまうと、結局これもできない、あれもできないという議論になっていくだけなので、一方ではやはりビジョンとして夢を見ていくという必要もあります。だから財政的には非常に厳しい状態であるというのを念頭に置い

ていただいて、シビアにその優先順位であるとか、事業の緊急性といったあたりを判断していただく。そういったことを議論していく中で、最終的には大きな方向性にまとめていただく作業になるかと。

実際の事業に当たっては、もっと短いスパンで見直しをしていく各分野別計画を策定していくときに、具体的な財源とのすり合わせをしていくと、そういう作業になっていくというようなイメージを現段階では事務局では持っております。

<委員>

中間報告ということで、総括的な話になっていますけども、非常に項目別に整理されていると思いますが、少し気になるのは、6年前に基本構想と基本計画がつくられ、その6年前につくられた中期計画なり構想をベースにしたとき、今6年目を迎えて、変えなきゃならないのかどうかというのが見えません。将来的にこういう絵を描くというのは、次世代のために耕していこうということはよいことだと思うのですが、では、6年前につくられた方針が現実とどういう乖離があるのかというのは認識できてない。どういう視点で見直した方がいいのか。確かにわかりやすい文面に直すということは、だれでもわかるが、そのままの方針でいいのか、少し方針を変えなければいけないのか。それが6年前の方針がわからないので、どのように見直してよいかわからないというのが、正直なところ私の意見。

<事務局>

内部の議論の中でもいろいろとあるのですが、まず1点大きなことは、6年前と社会的な背景が大きく変わっている。いわゆる6年前はバブルの時代ほどではないにしろ、社会的、経済的な背景がある程度安定をしていたというのが1点。それから、一昨年政権が変わり、政策的にはそんなに大きく変わってないのかもしれないが、細かな部分であれば、補助金の制度や交付金の制度、市町村の財源に影響を及ぼす部分で色々な改革が行われています。そういった意味で、6年前の例えば国の交付金などを想定して立てた計画自体の実行性、実現性には疑問が出てきている。

もう1点は、人口がどんどん増えていくという想定の中で作った計画ですから、市がどんどん大きく発展していくという絵になっていますけども、実際には人口が減少傾向に転じている。

そういった中で、最初にも申し上げましたけれど、この計画では現在、約5万人の人口をあと9年間で5万9,000人まで膨らまそうというような前提でつくられておりますから、方向としては大きく変わらないかもしれないけれども、各施策を見ていったときには、もう少し縮めた形で練り直しをしていく必要があるのかなという意味で、今回、見直しをさせていただこうとしております。

<会長>

第2回のときに、人口の話で色々とデータも含めて皆さんに提示しながら審議させていただいたのは、今事務局からおっしゃっていただいたように、これから人口が増えていく時代ではないという前提、そこが総枠だと思います。財政は、恐らく政権の動向とか、景気の動向などによって、また変わっていく部分があります。が、大きい部分では人口がこれ以上増えていかないという共通認識をまずしていただく。その上でこれからの計画をどう見直していくのか。

財政の枠というより、人口の枠。日本全体、そして野洲市も人口減少の時代に入っていくというところを大きな縛りとして位置付けていただくということだと思います。

あと、いかがでしょうか。

私から少し補足したいと思います。前は議論も長時間にわたりましたが、私は審議会としては健全な形であると認識しています。要因分析とか現状分析の部分で特に時間がかかったと思うのですが、私はある程度、そのような議論は必要であると認識しています。前は特に個別の、まちづくりの課題や基本目標が初めて出てきた回ですから、そのような意見が出てくることは想定していました。

が、1つ気をつけなければならないのは、それら全てをこの総合計画の審議会あるいは部会で要因分析できるかということ、もちろん全てできるわけじゃなく、実際には個別の計画・事業の策定委員会・検討委員会等の中でいろいろ調査・検証されていくことになります。

ただ、それら個別の計画・事業を策定するに当たっての足がかり、そもそもどういう問題を孕んでいるのか提起しておくことは重要ですし、特に、いくつかの計画・事業にまたがってくる課題があるわけです。そういった部分は特に、部会の最初の方の議論でいろいろ出させていただいて、それをしっかり記録していく、知見を残していくということは意義があると認識しています。要因分析というのは、ある課題に対する施策が、本当に効果があるのかという観点から、議論をされているのだと思います。無駄な計画・無駄な事業にしない、本当に有効な計画をつくっていく上では必要な議論であると考えます。

それから、現状の計画・事業に関する分析についても、先ほど副会長さんがおっしゃっていたように、関連する計画・事業を全て検証するのは大変ですし、この審議会ですべてできるものではないと思います。ただ、この辺は部会での議論になりますが、例えば、個々の計画、計画Aと、それに関連する計画Bがあったとき、それらの整合性がとれてない、乖離があるという計画は、野洲市の計画の中でも散見されるように思います。そういうところで整合性をとりながら、実際にそのまちづくりの目標を実現していく・実行していく意味で、総合計画においてそれら全体を見通す、各部会での基本目標に関係する計画・事業の全体像を把握しておくことは必要な作業だと思います。

あと、先ほど委員さんからご発言のあった、見直しのための事業評価・政策評価は、本来やらなければならないことですが、そこは今後の課題として提起しておきます。恐らく第6章の行政運営のところ、あるいは旧の計画書という基本構想の最後、進行管理のところ、組み込むべき内容です。

よろしいでしょうか。そういった知見を充分ふまえながら、但し、最終的にはまとめていくということが重要ですから、今、議論された点を基本認識としながら、今後、進めていただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。審議事項の1番、総合計画の見直し素案の修正案ということで、事務局からお願いします。

<事務局>

議事に入る前に、本日お手元にお配りした資料の確認等をさせていただきます。

実は1点、今回お詫びがございまして、前回、第3回の議事録なのですが、いつもは次の審議会までに取りまとめさせていただいて、事前に送付させていただいておりましたが、今回非

常にボリュームがあり作業が追いつかず、本日やっとお配りできるということで、申しわけございません。本日、委員の皆様にはお手元にお配りをさせていただきました。概要版としてA4判、裏表の1枚物と、それから会議要録ということで発言起こしをしているものをお配りさせていただいております。

それと、次回以降の提案なのですが、恐らく部会審議に分かれますと、これまた4つの議事録をそれぞれ起こしていくこととなりますので、恐らく時間的に次の部会までにお配りするのが難しくなってきます。もしよければお手元には概要版をお配りさせていただいて、議事要録、詳細版につきましては、まとまり次第、ホームページでアップさせていただくということでご了承いただけたらありがたいのですが。ご希望がある方につきましては、紙版もプリントして、それはお配りさせていただきますけども、もしホームページのアップだけでもいいよとおっしゃる方については、ご了承いただきたいと思います。

<会長>

今のような形でよろしいですか。紙版でいただきたいという委員さんは、事務局にお伝えください。これから会議が立て込んできますので、若干遅れるかもしれませんが、対応はさせていただけるとのことです。

今後お配りするのは要録ということで、あと詳細はホームページまたは事務局に連絡していただいで対応ということでお願いいたします。

<事務局>

すみません、よろしくお願いをいたします。

それでは、それ以外に本日、会議資料としてお手元にお配りしているものですが、会議次第の裏面に配布物の一覧をつけさせていただいております。

<配布資料の確認>

それでは、本題の総合計画見直し素案の修正案ということでご説明を申し上げます。資料の1と2をごらんください。

前回素案をお示しさせていただきました。たくさんの色々なご意見をいただきました。その中で、すぐに修正していける部分につきましては修正をさせていただいて、事前にお送りをさせていただきました。一通りご覧いただいているという前提で、今回その修正のポイントについてご説明していきたいと思います。

今回、まず大きく変えている部分ですが、資料1をご覧いただきたいと思います。これは見直し後の構成案なのですが、前回、マニフェストとの整合について色々なご意見をいただきまして、私どもの市長からも、それは気にしなくていいというご発言もございました。そこで、もう一度整理させていただきました。前回、素案の第5章で、「まちづくりの基本方針」を、マニフェストと整合する形でお示しさせていただいておりますけれども、今回この部分を削除しております。第4章の「将来都市像」につきましても、これは後から資料2のところでご説明申し上げますけれども、どちらかというマニフェストというよりは総合計画独自案というような形で組み直しをしております。その関係で、第6章以降、第6章、7章、8章はそれぞれ

れ1章ずつ繰り上がるというような形で、構成案の変更をさせていただきました。これが一番大きなところですよ。

それでは資料2に基づきまして、個々の改正場所について簡単にご説明をさせていただきます。今回見直した部分につきましては、備考欄に「㊦」と帰して簡単な解説を載せています。

資料2の2ページの一番下、各個別計画との関係につきましては、前回非常に煩雑なとか難しい書き方をしていましたが、これは当初備考欄に書いていたような文言、非常に簡単な文章にさせていただきました。

それから、次のページ、第2章、「少子化・高齢化の時代」のところ、少子化の進行を和らげる施策、それから目前の少子・高齢化社会、現実への対応という部分、これを並立になるように表現を変えております。

それから、「生活様式の多様化と変化の時代」につきましては、ともに生きることの大切さであるとか、あるいは他者に配慮しない社会風潮への危惧といった文言を追加させていただきました。

それから、4ページ。「地方の自立と協働の時代」につきましては、自己責任の主体が明確でないということですので、文言として市民と行政というのをつけ加えております。

それから、若干飛びますけれども、7ページ、第3章になりますが、ここにつきましては、「高度土地利用」という表現を「効率的な」というふうに読みかえをしております。この部分につきましては、今後、「高度」というのはすべて「効率的な」と読みかえさせていただいております。

それから、8ページ。ここも前回少し議論いただいた部分で、「市民の意識」というところですね。前はここを大きく削除させていただいておりましたけれども、市民を主体とした現状について項目が必要であろうということでしたので、今回こういった形で復活をさせていただいております。

それから、10ページ。現状と課題の部分で、「子育て・人権・教育」において、これはちょっと前回にご説明させていただいたのですが、現在、就学前教育・保育のところにおきまして、不登校の問題のところ、いじめ問題であるとか、あるいは道徳の教育の充実といった概念を追加させていただいております。

それから、11ページ。「福祉・安全」の部分につきましては、これは前回、地震災害であるとか、洪水・土砂災害のところ、今後防災拠点の整備が必要であるという文言を追加させていただくと申し上げていたのですが、その次の項、公共施設の耐震化というのを新しく項目として入れていたのですが、この部分とあわせて「防災拠点施設の整備」という文言を入れております。

それから、これも前回のご意見の中でいただいていた部分なのですが、現在、東北の方の大震災でも非常に大きな問題となっております原子力発電所の問題です。これはこれまで滋賀県、特に野洲市あたりではあまり意識されてこなかった問題ですが、このことについても今後想定をしていく必要があるであろうということで、今回新たに項目起こしをさせていただきました。

それから、次の3「産業」と4「環境」ですけれども、これは前回、3「環境」、4「産業」としていた項目を入れかえております。項目を整理する中で入れかえさせていただきました。

それから、3「産業」の農林水産業では、これも前回ご意見をいただいていた部分なのですが、最初の農林水産業のところ「地産地消の推進」といった課題を追加させていただ

いております。それから、4「環境」では、現在クリーンセンターの建てかえ等を進めているところですが、「ゴミ処理施設の更新の必要性」といった内容を追加させていただいております。

それから、15ページ。ここは大きく変わったところなのですが、第4章の「将来都市像」というところで、「めざすべき全体像」、前回はこちらに「賑わいと安らぎのまち～野洲の元気と安心をもっと～」という文言をつけさせていただいていたのですが、今回「野洲の元気と安心をもっと」という部分につきましては削除させていただきました。もう一方で、前回ご指摘をいただきました「豊かな自然と歴史に彩られ」という部分、これは確かに市民が努力して得ていく部分と、それから自然と歴史の中から与えられた部分という2つの解釈の仕方があると思いますので、またここでは「めざすべき将来像」ということで装飾的な言葉があってもいいのかと思いましたが、「豊かな自然と歴史に恵まれた」という部分をつけ加えさせていただきました。それから、「賑わいと安らぎのあるまち」につきましては、具体性のある恒久的な意味合いの言葉であることから、この部分についてはそのまま採用しております。

それから、その解説部分につきましても、前回、豊かな緑という部分では大事な言葉だとの意見をいただいておりますので、今回、象徴的な言葉として「水と緑に恵まれた豊かな自然環境」、それから「ゆるやかに時を刻む悠久の歴史」という、少し装飾的な言葉を付け加えさせていただきます。

それから、第5章の3つの基本方針を削った関係で、今回第4章に、現行計画の中にもあります6つの基本目標というのを入れさせていただきました。そのため、3つの基本方針ではなく、6つの基本目標に沿ってまちづくりを目指していくという表現に変わっています。

そして、第5章で提示させていただいておりますまちづくり基本条例とのまちづくりの理念の共有という文言につきましては、これは第5章を削除した関係で、第4章の説明文の中に追加させていただいております。

以上が第4章の大きく変わった部分でございます。

続きまして、少し飛びますけれども、21ページです。ここでは1「土地利用と課題」という部分におきまして、現行計画では非常に詳しく書かれている、あるいはゾーニングの進み過ぎを防止するための注意喚起がされているといったご意見をいただきましたことから、ゾーニングの相互補完であるとか、あるいは自然環境への配慮、あるいは土地利用を転換したときの不可逆性、もとへは戻らないという部分について注意喚起などを追加させていただいております。少しボリュームが増えております。

それから、25ページ。ゾーニングのイメージ図ですが、前は卵形のゾーンがいっぱい並んでいたのですが、全体を合わせたような形に見直しをしております。ただ、これでもまだおかしなイメージ図ですので、これは終盤に向けてさらに見直しをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから事前にいくつか意見をいただいております。主立ったものをご紹介させていただきますけれども、今回、土地の高度利用というのは、「効率的な」というふうに全部読みかえをしているのですが、これをさらに「有効な利用」と読みかえてはどうかというご意見をいただいております。そのあたり、文言の入れかえだけですので、これは単純に入れかえても特に前後関係からは問題ないのかと思うのですが、これについてはもうしばらく検討をさせていただきます。

それから、11ページ。人権の最初の丸ですが、これは1つの文章の中に「人権問題」という文言が3つ出てきておりました、非常にわかりにくい言い回しになっておりますので、ここについては整理をしていきたいと思っております。具体的には、1行目の「これまで人権問題の解消に向けた」という部分、これを削除しても意味が通じるかなど。人権尊重については、これまでさまざまな取り組みが行われてきましたという部分と、それから最後の「人権問題」につきましては、これは「課題」という文字に置きかえてもいいのかなと思っておりますので、修正していききたいと思います。

それと、21ページ、「土地利用の方向性」の、土地利用の課題なのですけれども、この最初の一文が非常に長い1つの文章になっていまして、読みづらい、内容がわかりにくいということで、ここについて少し途中で切るような形で文章を見直していきたいと思っております。

それから、その下、「コンパクトな都市空間の形成」で、野洲市の特性として「人口増加のペースはゆるやかになっています」という文言を入れさせてもらっているのですが、これはこれまでの部分で何度も出てきていますので、ここにつきましては文言を整理して、もう少し簡略化をしていきたいと考えております。

それと、大きな意見で、やはりゾーニングに対する考え方、あるいはコンパクトという言葉に対する考え方というのもいただいております。ゾーニングについては、例えば地域という言葉に置きかえはできないものかということや、あるいはコンパクトにつきましては、拠点を整理すると言いかえもできるのではないかというご意見をいただきました。ただ、そのあたりにつきましては、計画全体の意図するところが場合によっては変わってくる可能性もありますので、これにつきましては今後、この中でゾーニングが意図するところ、あるいはコンパクトが意図するところというのをもう一度少し整理をし直しまして、終盤に向けて単純に置きかえをしていくことが適切なのかなど、あるいはもっとほかの表現ができないものか、これは部会の議論とかを通して整理していききたいと思いますので、終盤にまたご相談させていただきたいと考えております。

以上、非常に簡単ではありますが、今回の見直しについての説明とさせていただきます。

<会長>

事務局から、前回から今回にかけて委員さんからご指摘いただいた点について、現段階で対応できる部分は踏み込んでいただきました。

今後の各部会での議論や市民懇談会での議論をふまえ、部会時期の中間段階で一度、全体会議を予定しています。各部会の流れを見ながら相互調整する機会を設ける予定です。その辺りを目標に、素案を固めていきたいと思っております。

修正案に関しまして委員の皆さんから、ご質問・ご意見等ございましたらお願いします。

<事務局>

1点だけ追加です。部会に分かれる前に、ここで全体の構想部分を一旦は固めていきたいと思っておりますが、これが確定ということではなく、今後、市民懇談会や部会の議論を含めて、さらにもう一度構想へ戻ってくるところというののもあってもいいかと思っておりますので、終盤、8月末からの全体会の中でもう一度詰めていきたいと思っております。

それと、今回いろんな意見をいただいたのですが、例えば文言の修正、計画そのものの根幹に影響しない、方向性が変わらない簡単な文言の修正等につきましては、随時事務局の方でまとめさせてもらって、これもまた終盤の全体会の中でまとめて報告をさせていただきたいと思っておりますので、そのあたりについてはご了承いただきたいと思います。

<委員>

10ページのところに、新しい言葉で「道德教育の充実について」と出ており、驚きました。我々はこれに書いていますように、人権教育という言い方でこれまでずっとしてきているのです。なぜここで道德が出てきたのか。

簡単に言いますと、例えば差別の問題とか、ここにもいじめの問題などへの対応云々で、道德教育で果たしていじめが解決できるのか、道德教育で差別がなくなるのか。やっぱり人権教育でしっかり押さえていかなければいけない部分ではないかなと思います。

私は介護者家族の会から来ております。介護してくる中で、やはり親孝行、昔の道德でいえば親孝行ですね。介護を10年間してきました。昔、人生50年や60年で親が亡くなっているときならば親孝行という文言も生きたかと思えます。でも今では、親が90から100歳、そうすると子どもが70から80歳のときまで生きている。そこで、昔風の道德教育的な親孝行だとか、大事にしましようとなってくると、これはとてもではないが、介護をしていけない。そこで、やはり私たちは、親も生きていく権利がある、介護する私たちも生きていく権利がある、その人権という感覚から踏み込まないと、とてもではないけどやっていけない。これは多分いじめの問題もそのようなところに行き着くのではないかと思います。道德教育を否定しているのではない。現代にはなかなか対応しないでしょうということをお願いしたいのです。

したがって、なぜここで道德教育が出てきたのだろう、と思いました。道德教育というのも私たちは全く受けていません。知らない間を通り過ぎてきた世代ですので、道德教育とは一体何だというようなことはわからない。人権教育は頑張ってやってきました。現代社会、複雑な社会においては、やはり生きていく権利としての人権、一人一人が生きていく権利を有するという人権、そこからやっぱり出発していかないと、昔風の考え方で、いじめにしる、あるいは今言いました高齢者の問題にしる、とてもじゃないが対応できないと思う。そういった意味で人権教育はものすごく大事になってくると思います。

昔、60歳ぐらいまでに両親が亡くなってしまうというときには、「親孝行したいときには親はなし」という言い方をしたが、現代、80歳、90歳、あるいは100歳になってきますと、自分も高齢になったと思っているのに、まだ親がいるという時代。そういった中で道德教育ということは、いかがなものかと提起させていただきます。

<会長>

この部分は、部会の方で、人権や道德、その他の問題もあわせて、適切な頭出しの仕方を議論していただくということによろしいですか。

<事務局>

なぜ道德教育かというお話がありましたが、前回の会議の中で道德というのが少し意見として出ていたというのが1点。それから、今のご意見では道德教育というのをすごく狭義の意味

で今使っていただいたような気がするのですが、そういうイメージではなく、人権も含めたもっと広い意味の道徳、いわゆる人が生きていくためにお互いに尊重し合う、守り合っていく部分を学んでもらいたいという意味です。だから前回の部分でも、「ともに生きることの大切さ」とか、あるいは「他者に配慮しない風潮についての危惧」というのも出させていただきましたけれども、そういったことにも対応するという意味では、人権という部分に絞った人権教育というよりは、道徳という広義の意味で使った方がいいのかなというイメージで、ここでは道徳教育にさせてもらったのですが、このあたりについてはどちらがいいのか少しご議論いただいて、できたら結論を出せればありがたい。

<会長>

指し示す意味としては、一致していないわけではない？

<委員>

私たちは、介護をしながら、親孝行というようなことを考えながら、大変辛い思いをしてきましたので、ものすごく注意しながら行政を見てきた部分があります。行政が例えば介護に金がかかる、何々に大変だということで、家庭内介護、親孝行してくださいねとか、そういうことを言い出したとき私は敏感に反応します。それは、介護保険制度を後退させるときの合図かなと思うぐらい。そういった意味で、道徳教育とか、そういった言い方をされたときには私たちは気をつけないといけないなと思っています。

つまり、「親孝行してくださいね」と言いますと、つまり「家庭内で頑張ってくださいね」ということになる。これは現代の介護ではとてもできません。それこそ人生50年、60年の時代でしたら通用しました。そういった意味で、道徳とか、そういった言葉が出てきたら大変注意します。

ついでに言いますと、尊厳死という言い方があります。もう1つは安楽死。

安楽死という言葉が出てきたときには、私たち高齢者はものすごく気をつけなければいけないと思います。そうやって、結構敏感な部分がありますということを紹介させていただきます。

<会長>

確におっしゃるように、いわゆる従来型の道徳教育がイメージされるという判断もあるでしょう。ただ、それ自体を否定するわけではないというのもおっしゃっていますが。

中身としては、決して事務局が述べていることと、委員さんがおっしゃっていることが乖離しているわけではないので、その表現については、もう一度、考えませんか。

<事務局>

ただ、ここで入れられるのは、道徳教育がよい悪いは別にしまして、道徳教育もしくは人権教育、いずれかの言葉以外には該当がないのかなという気もするのですけれども。逆に人権教育と置きかえさせてもらっても、おっしゃっている意味は通じるので、どうしましょう。人権教育というふうに置きかえさせていただきますでしょうか。決してご指摘いただいているようなつもりで提案したわけではないのですけれども、もしそういうように誤解が生じる可能性があるというのであれば、人権教育に置きかえてもいいと思います。

<委員>

今、人権問題か道徳問題かということにひっかかっている部分はかなりあるかと思いますが、これは私の考えですけれども、いじめ問題は人権問題です。けれども、道徳教育はまた別です。親孝行だけではありません。つまり、皆さん社会がどうすれば仲よく、気持ちよく毎日毎を送れるかというのが道徳教育だと思うのです。したがって、私はもし書くのなら両方、「人権問題と道徳問題」とした方がいいように思います。

<委員>

道徳、人権、これには相通ずるところがあつて、どちらがよいとは私は言えません。ただ、言えることは、人権という場合はすべて人と人が平等につながっているということなのです。だから、そのためにはやっぱり人権というところを主体に考えてまとめていくべきだと思います。私は人権の部会ですので、もう一回その検討の機会をいただきたい。よろしく願います。

<会長>

今後、各部会で、同じような議論が出てくると思います。その表現が指し示す内容を、きちんと各部会で整理していただいた上で、最終的に頭出ししていただきたいと思います。

<事務局>

わかりました。では、終盤に向けての宿題ということで、よろしく願います。

<会長>

その他、各部会の方ではまた議論していただくとして、全体について、ご質問・ご意見等、いかがでしょうか。

<委員>

ここに指摘されている中で、まちづくり基本条例という言葉がたくさん出てきます。2年前にこのまちづくり条例ができたとき、かかわってはいませんでした。経過を色々聞いておりました。ここに条例はありませんが、当時、第6条に「市民、市議会及び市は、目的を共有し、その特性を生かして対等な関係に立ち、相互に補完し合いながらよりよいまちを創造します」という項目があったのです。

これが4年前の議会で「対等な関係」という言葉が削除されました。この「対等な関係」というのは、「議会議員と市民とは対等でない」という考え方が当時議会内にありました。それをもって否定されて消された文言。私はいまだに怒りを感じています。議会議員と市民が対等でない。これはおかしい。

今後、またまちづくり条例が、もうまもなく見直される時期に来ています。ぜひともこの市民の「対等な関係」という言葉、やはり入れてもらわないといけない。本当に怒っています。関係ないようだけれども、実はそのところを次のまちづくり条例にきちんと生かしてほしいと思います。

<会長>

その点に関連して、総合計画はどのような位置付けになりましたか。最終的には、まちづくり条例の中で、総計を位置付けることになったのでしょうか。

<事務局>

地方自治法の改正案は通ったのですが、まだ施行はされていないものですから、野洲市の条例の中でうたっている地方自治法の文言だけは消すという方向は決まっていますが、それをまちづくり基本条例の中に盛り込んでいくかどうかというのは、まちづくり基本条例見直しの委員会が別につくられているので、そちらの答申が上がってきた段階でもう一度調整しようということで、まだ最終結論は出ていません。

<会長>

総合計画を担保するのが、まちづくり基本条例という形になると。

<事務局>

今、総合計画策定の根拠づけをすればしたら、まちづくり基本条例の中になると思います。ただ、現在はまだ地方自治法に基づいています。

まちづくり基本条例にうたいに行こうと思っているのは、要は総合計画策定の根拠なのですが、ただ、総合計画のまちづくりの理念自体は、まちづくり基本条例と共有するとの位置づけをしておりますので、結果的にまちづくり基本条例の中に総合計画の策定義務がうたわれていなくても、整合し相互に関連し合うと考えております。

<委員>

その中でぜひとも、「市民は対等である」「すべての市民が対等である」ということをしっかり押さえておかないと。

<会長>

旧でいう第6章に関連してうたえますよね。各部会でも議論していただく、協働とか行政運営の章で述べられていますよね。

<事務局>

今回、まちづくり基本条例に載っている表現は、あえて重複を避ける意味もあって、「共有する」といった表現にしています。もちろん「市民との対等」という理念は大事にしていく必要があると思いますが、それを直接ここへ盛り込むかどうかというのは、まちづくり基本条例の見直し状況も見ながら、部会での議論ではないかと。

<委員>

どこに入れてもいいと思います。

<事務局>

今後、まちづくり基本条例が最終的にどういう形で変わっていくのかというのを見定める必要があると思います。

<委員>

それが出る前に、きちんとうたっているところをよく見ているのが当たり前の話です。当たり前が通らなかったことにいら立っているのです。

<委員>

今のことで質問ですが、15ページの真ん中の欄で「野洲市まちづくり基本条例とまちづくりの理念を共有し」という、この「まちづくりの理念」というのは基本条例でうたわれる理念のことですか。

<事務局>

そうです。まちづくり基本条例の中に、まちづくりを進めていく上での理念というのが位置づけられておりますので、その部分を共有して総合計画を立てていくということです。

<委員>

前回、前の現行計画では基本理念というのは、こちらに第6章であったのですが、それではないということですね。

<事務局>

基本的には現行計画も理念をまちづくり基本条例と共有しておりますので、その分を今回重複してうたい込みに行くかどうかというレベルで、あえて重複した表現を避けるために、「まちづくり基本条例と理念を共有します」という表現に置きかえたのご理解いただけたらいいかと思います。

<委員>

はい、わかりました。

もう一つ、これは部会で言えばよいのかと前回も思いながら、前回言わなかったのですが、言っておいた方が部会のスタートがスムーズに進むのかなと思いますので、少しだけ言わせていただきます、第2章の産業の部分。

5ページ、「産業を取り巻く環境」というところで、周りの環境を言っているところで、最後に「細かなニーズに対応した新たな起業形態や新しい産業の創出も進んでいます」と、新しいことを言っている部分ですが、第4章の産業の部分で「商業の振興については、経営の安定化と後継者の確保が課題となっています」と書いてありますが、これはあまり大した問題ではないと思っているわけです。文化的価値のあるような商売をしているようなところや、重要度の高いところは確かに後継者の確保などが必要かとは思いますが、個々の商店の問題であって、このまちづくり全体の問題ではないと思います。どちらかという、新たな企業が創出される、できていく、どんどん新しくなっていくところをもっと目指すべきではないかと思うので、商

業の振興について少し後ろ向きの問題点が挙がっていると、結局それなら施策として何をしていくかと言えば、商業、商売、企業などを守るための保障ばかりしていかなければならなくなるため、私はこの問題は少し違うなという意見です。

<事務局>

イメージとしては、例えば個人事業主に対する保障など、ダイレクトな意味ではなくて、いわゆる商業、にぎわいがまちづくりの活性化につながるののかなという視点で頭出しはさせていただきます。

部会の中で具体的な方策や方向がもし示せるのであれば、何らかの形で頭出しは残しておいた方がいいと思いますし、部会の中でも最終、もし商工に関しては特にもう方向性を示さなくてもいいというのであれば、ここを削除しても問題はないと思います。

<会長>

他の部会でも、行政施策として掲げる必要性が薄いのではという項目や、目標としては分かるがそのために具体的に何をするのかが展開しにくい項目があるかもしれませんので、その辺は各部会で揉んでいただきたいと思います。

但し、現状認識としては必要ですし、今事務局がおっしゃったように、それがまちのにぎわいであるとか、生活環境などにつながる部分があるとすれば、それは位置付ける必要が出てきます。

個別の具体的な内容と照らし合わせながら、最終的に頭出しをするかどうか、どういう形で表現するかというのを議論していただきたいと思います。

<事務局>

それこそ、きちん市民と行政の役割を分担しながら進めていく部分だと思うのですが、主体を商工という切り口からまちのにぎわいにつなげていくのか、あるいはまちのにぎわいを目指していく中で商工を捉えていくのか、そのあたりは部会の議論を含めて最終的に判断をしてはどうかと思います。

<会長>

あと、いかがでしょうか。

特に無ければ、今日のところは、各部会に入るに際し、以上のような基本理解でおさめさせていただこうと思います。今後また、各部会の中でいろいろ課題が明らかになってくる部分とか、市民懇談会もふまえて、最終的にまとめていきたいと思います。

4. 協議事項

① 部会審議について

<会長>

次は協議事項、部会審議について。

<事務局>

協議事項の1点目、部会の審議についてということで、今後各部会に分かれて審議を進めていただくこととなりますが、部会審議を進めていくに当たり、それぞれがどういう形で取りまとめをしていくのか共通認識を持っていただいた方がいいのかなということもございまして、先日、各部会の正副部長にお集まりいただき、協議させていただきました。

そういった結果も含めまして、本日改めまして、全委員に今後の部会の進め方について、あくまでも事務局サイドの考え方なので、押しつけではございませんけれども、説明をさせていただいて、共通の理解をお願いしたいと思います。

資料につきましては、資料3、それからその裏面に資料4、そして資料5、資料6と添えて配布させていただいたものでさせていただきます。

まず、大ざっぱな今後のスケジュールですが、それにつきましては資料4にあります。本日、第4回の審議会が終わりまして、これから大体8月の中旬ぐらいまでを目途に各部会に分かれて、現在の基本計画に当たる部分、新しい計画では第6章ということになるのですけれども、この部分のご審議をお願いしたいと思います。

審議回数につきましては、それぞれの部会の中で最終的には判断をいただくことになろうかと思いますが、事務局側で想定しておりますのは、4回ぐらい最低でも必要なかなと思っております。

そして、できましたら、中間ぐらいに1回、全体会議をもう一度持ちまして、それぞれの部会での審議状況、あるいは進捗状況等について情報の共有をしていただいた方がいいのではないかと考えております。

その後、8月中旬を目途に各部会の審議内容を取りまとめていただいて、8月後半から9月にかけて再度、計画全体を通じた整理と確定、計画案の確定をしていきたいというふうに考えております。

その裏面、資料3ですが、部会審議をどのように進行していただくのか、事務局サイドの方で想定をしておりますのは、部会においてもできるだけ事務局から、まずたたき台となる素案を提案させてもらおうと考えております。その素案に対して審議をいただいて修正を加えていくという形になるのですが、今回量が非常に多く、6月の中旬の部会までにすべての改定素案を揃えていくのは少し困難な状況です。できましたら第1回と第2回の2回に分けて改定案の方をお示しさせていただきたいと考えております。それで、1回目、2回目の中で改定素案をそれぞれ前段部分、後段部分について議論いただき、第3回につきましてはそれに対する修正案、これは全部を通した修正案を出していけると思いますので、それをもう一度ご議論をいただきます。

それから、前回の議論の中でもありましたように、例えば都市基盤整備、環境の分野、あるいは行財政運営の部分などにつきましては、それぞれの部会にまたがって影響してくる部分がございます。あるいは、それぞれの部会同士で関連してくる項目もあると思いますので、第3回の議論の中ではそういったそれぞれの関連箇所についても整理をしてはどうかと考えております。

そういった内容をもう一度受けまして、第4回、最終的には部会審議の取りまとめ、いわゆる改定案の最終取りまとめをしていきたいと考えております。

具体的なアウトプット、いわゆる成果物のイメージですが、基本的には現行の計画よりも簡略化をしていきたい、あるいはわかりやすくしていきたいということを念頭に置いて議論が進

められたらと思っております。

そういった意味でも、具体的な事業提示というのはできるだけ避けていきたいと思っております。具体的な事業をしないということではなく、客観的な方向性を示し、具体的な事業内容については各分野別計画の中で位置づけていけたらなと思っております。

ただ、大きな方向を定めるためには、結果的には具体的議論が必要だと思います。だから、具体的な事業を示しながらの議論というのはどんどんしていただければと思うのですが、最終的にはそれらの思いを詰め込んで、どういった表現にまとめていくのか、そういったことを念頭に置いて集約をしていただけたらと思っております。

それと、環境とか都市基盤整備との関連性につきましては、計画中の関連項目として掲載箇所を案内するようなイメージということで、資料5を見ていただきたいのですが、「部会審議素案の提案イメージ」ということで、内容はまだ全然精査しておりません。このような形でまとめてはどうかというものをとりあえず作ってただけですので、まだ内容は気にしないでいただきたいのですが、これの例えば2ページのところの〔基本事業体系〕の下「①子どもを生み育てる総合的な環境の整備」、その下に若干説明がありまして、一番下に〈関連項目〉という欄を設けております。

これはどういうことかといいますと、例えば人権問題に関連してバリアフリーのソフト事業を議論するのは、人権部門の部会と思えますけれども、バリアフリーに配慮した都市整備整備ということになると、都市基盤部会でも議論することになると思えます。そうしますと、それぞれがお互い関連項目になってくるため、例えばソフト部分の施策を提案しているところで関連項目として、この事業、この施策については何ページの都市基盤のところにも関連の施策が載っていますというのを案内していく。

これは、例えばインターネットでWEBページを見ているような想定で、そこで関連項目をクリックすると瞬時にその関連ページへ飛んでいく、あるいはまた戻ってこられる、そういったことをイメージして、それを紙で表現できないかと思い、このような表示をしております。

実はこの案を出す前の現行計画の中にはそれぞれの施策項目のところに「人権と環境の視点」というのと、それから「協働の手法」というのをそれぞれの施策のところに入れてあります。しかしそのようにすると、それぞれの施策のところに何回も繰り返して同じ内容が出てくるのが想定されますので、今回は避けました。逆にどこにそれが載っているのかというのを提示することによって、施策についてはそれぞれ1回表示するだけで済むようにしていこうかと思っております。

同じように、今回の基本計画に当たる部分については、各分野別計画にゆだねていくという方針を持っておりますので、各施策提案のところに関連する分野別計画というのをすべて提示していく、例示をしていこうと思っております。できましたら、現在策定されている、あるいは策定見込みの各分野別計画の概要の一覧を総合計画の中に載せていきたい。そういった形で各施策との関連性を明らかにしていく。そして、総合計画では方向性だけが示されますが、その具体的な内容を見たい場合にはその各分野別計画を検索していけばその内容が見られるというような、少し立体的な構造の計画にできたらと考えております。

それとあと、一番下のゴシックの太字のところ、これは単純に項目立てをどうまとめていくかという話なのですが、実は現在は基本構想部分にまちづくりの基本目標という項目があり、そこに6つの柱が出ております、それぞれに対して、これはどういう内容かという概略の説明

が載っております。さらにそれを受けて、今度基本計画というところで、その6つの柱に沿ったそれぞれの具体的な施策や事業が載っております。今回の改正案ではそれを一手にまとめていくという大きな方向で認めていただいておりますので、新旧対照表におきましてもまちづくりの基本目標、大きな柱の1から6ごとにまとめ、基本構想部分と基本計画部分、現行計画を例示するところでは、それを合わせた内容で例示させていただいております。

まちづくりの基本目標と概略説明については、これは必要だと思っておりますけれども、概略説明部分につきましては、これは箇条書きにするような形で、できるだけ簡潔な表現にしていきたいと思っております。それから、施策と施策の目標につきましては、基本的にはそのまま引き継いだ形で掲載、文言の整理等を行います。

それと、現行計画では実はそれぞれの施策において基本認識というのと、それから基本認識を受けた基本事業というのがあるのですが、実は、課題提議とその課題に対する施策提案という関係になっており、その中で共通表現が多い。例えば「最近、子育てに悩む家庭が増えています」という課題提議や基本認識がされているとすると、事業提案のところでは「子育てに悩む家庭が増えていることに対してはこういう施策をしていきます」という、2回繰り返しの表現になっている部分があるので、今回この部分についてはもう1本にまとめて整理をしていければと思っております。

あと、現行計画の中ではそれぞれの施策に施策の成果指標が載っております。例えば今の資料5の3ページ、左側の〔施策の成果指標〕ですが、これは例えば「子育て、子育てについての福祉・支援対策が充実したまちであると思う子育て世帯の割合」ということで、現状値、25年度の目標値、32年度の目標値を載せております。現状値は合併直後のアンケートに基づいて設定されておりますけれども、平成25年度の70%という目標値、あるいは32年度の80%の目標値については、設定の根拠がいまひとつ明確ではない。

それから、実際にこれが実現性のある数字なのかどうか。これも内部で正直な議論をしてみたのですが、80%達成というのは現実に難しいのではないかと、現実離れした数字ではないかというのもあり、今回あえて成果指標というのは今の段階では削除しております。

これは、今後必要であるのかないのか、あるいは必要であった場合にこのままの成果指標を載せていくのか、あるいは新たな視点の成果指標を設置していくのか、そのあたりでは部会での知恵を拝借しながら結論を出していきたいと思っておりますけれども、現時点でこれにかわる成果指標というイメージが事務局でも答えが見つからなかったものですから、一旦削除させていただきました。

それと、〔人権・環境の視点と協働の手法〕、これは先ほども申しあげましたけれども、現在は各施策提案のところでは必ずこれが頭出しされております。ただ、これにつきましてはかなり重複した内容で何度も出てくるというのが1点、それから人権・環境の視点、協働の手法につきましては、それだけで独立した項目がありますので、そちらで内容的にはまとめていきたいと思っております。そういった意味で、各施策提案の項目のところでは、この項目についても今回は削除させていただいております。

内容については以上でございますが、あと、今後の進め方について、第1回目につきましては本日お配りいたしました日程調整シートをもとに、事務局で日程調整させていただきます。こちらは部会長、副部会長の日程が優先になるかと思っておりますけれども、調整させていただき、ご案内させていただきたいと思っております。2回目以降につきましては、それぞれの部会の中でま

た調整いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

いずれにせよ、内容を簡潔に凝縮するようなイメージで最終的な取りまとめをお願ひしたいと思ひます。

<会長>

事務局からご説明いただきましたが、私からも補足しておきます。事務局と詰めていたときに思ったのは、これはWeb版にすることで、よりコンパクトに整理できるなど。というか、集約しながらも、立体的に広がりのある構成ができると感じました。今回の総合計画で実施できるかどうかは分かりませんが。

総合計画は、あらゆる分野を扱っていて、なおかつ、それが相互に関連しているため、先ほど紙版では関連項目と言っていたところですが、そういった箇所にリンクを貼っていく。また、資料編も相当ボリュームが出てくると思いますが、必要な部分は、それぞれのリンク先に飛べるような形にする。そうすることで、総合計画の骨格を、はっきり示すことができます。

もっと言えば、野洲市のホームページには「行政情報」という大きなタブがありますが、そこを開けば、総合計画Web版が、ポータルとして出てくるようにすると。そこでクリックをしていけば、さらに、個別の基本計画とか個々の事業とかまで、たどり着くことができるようにすると。つまり、まちづくりの目標が、具体的に、個々の計画・事業とどうつながっているのかが見えてきます。

逆に言うと、このシステムを構築するプロセス自体が、総合計画に即した体系的な行政施策づくりと言えます。総合計画の進行管理していく上でも、非常に有効です。また、個々の計画・事業を議論するときにも、他の計画・事業との関連が、立体的に把握できます。

また、要因分析で議論になったように、根拠となる統計データに飛べるとか、既に調査・報告済みの資料に飛ぶことができるとか、既に審議会・委員会で議論された議事録等に飛ぶことができる。そうすることで、これまで費やしてきた成果としての知見のストックを、様々な行政施策で実際に活かしていくことができます。

実現すれば、非常に有効なシステムの構築になると思ひます。今回はそれを紙版でやって、できるだけ重複を避けながら、全体像が見えるように構成していくという趣旨とのことです。

今の話および、部会審議について、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。

<委員>

これを言えば爆弾発言になりそうで、少し怖い部分があるのですが、これがもとの冊子ですよ。これ、すごく分厚いのはなぜかというのを私ずっと考えていたのですが、今思いついたのは、構想と基本計画が並列されていない。だから、ダブっていることがいっぱいあって、わかりにくいのではないかと思った。

なぜかという、今事務局でつくってくださった資料は、現行計画と見直し案が並べて書いてあるから、すごくわかりやすい。この現行計画の部分に基本構想を置き、この見直し案のところには計画案のでき上がったものでも何でもいいのですが、持ってくれば「こういう構想でもってこういう計画ができたのか」というのが1ページで見える。

そうすると、「少子化に向けて」「高齢化に向けて」というのが何度も出てくるのは、分けて書いてあるからではないかなと思ってしまったのです。皆さんも少しその辺考えていただいて

はいかがなものでしょうか。思いつきですので、申しわけございません。詰めて考えているわけではありませんので。

<会長>

ですから、今回その点に関しては、ある程度、後ろに持っていくか前の方で述べるかというのを精査して、これまで作業してきていただいていると思いますので、その理解でよろしいのではないのでしょうか。

<事務局>

はい。少なくとも今回、基本構想と基本計画という2回に分かれて上がっていた部分については、一本に整理をしていこうと思っています。

ただ、多分委員さんがおっしゃっているのは、構成自体が例えば社会的背景、それから現状と課題、そしてそれに対する目標となっているのですが、単純に言えば同じことが何度も、繰り返し出てきているのかなと思います。

この構成自体を、今崩すというのは非常に難しいと思いますけれども、それぞれの分野の中で現状、課題、施策と整理していければ、将来的にはさらにわかりやすい計画になっていくのではないかと思いますけれども、そのあたりにつきましては、すごく大きな改定になってくると思います。将来的な課題としては認識しておきたいと思いますが、今回は少なくとも基本計画と基本構想を一本にするという部分で整理したいと思います。

<会長>

今、事務局がおっしゃるような割り方は、必ずしもできないと思います。1つの政策課題に対して、背景が1個という、1対1関係ではないので、必ずしもそういうふうにはいかないと思います。

が、さっき言っていたWeb版なら、関連する項目に適宜、リンクを貼ることができるし、抽出しての表示も容易にできるでしょうから、非常にわかりやすくなると思います。

あと、いかがでしょうか。部会審議については、先ほどの案を基本としていただいて、また何かあれば、中間段階の全体会議でもご議論いただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、続いて協議事項の2番、市民懇談会についてお願いします。

② 市民懇談会について

<事務局>

では、協議事項の2番目、市民懇談会の開催につきまして、前回概要をお示しさせていただいておまして、そこから大きくは変わっていないのですが、もう少し具体的な流れについて、現時点で強調する部分をご説明したいと思います。

お手元の資料7になります。日程につきましては、前回もお示したように、6月の18日から26日にかけて、市内7学区に分けて開催していきたいと考えております。時間につきましては、1学区大体2時間ぐらいを予定しております。

内容につきましては、大きく2部構成になっています。第1部につきましては、簡単にではございますけれども、まず総合計画とは何であるか、あるいはなぜ今見直しをしているのか、

その作業、進捗状況がどんな状況で、どういう意義を持っているのかといったような、そもそも論。それから、その市民懇談会の持つ意義というのをご説明させていただこうかなと思っております。

それらを踏まえ、第2部はさらに前半、後半部分に分けていきたいのですが、まずは野洲市や、あるいは各学区について、その魅力であるとか特質、そういったことについて、ご参加いただいた市民の皆さんから色々と意見を出し合っていて、意識の共有をしていてはどうかと思っております。

それを一旦、まとめるような形で、次、後半部分では、ではそれらの各地域の特徴や魅力をどうやって守っていったらいいだろうか、あるいはこれをどのような形でまちづくりに生かしていけるのだろうかといったことについて、いろいろ議論をしながら、あるいはその中で市民と、あるいは行政等の役割分担ですね。そういったことについても議論をして、最終的には意識の共有を図っていきたいと思っております。

ただ、結果として一つの意見にまとめるというのは少し困難かなという気もしますが、そういった意見をまずはたくさん出していただく。それを今後どのような形で総合計画へ反映していくのかというのは、もうしばらく詰めていきたいと思っておりますけれども、できるだけ前向きなプラス思考の議論、あるいはプラス思考の意見を出してもらえるような環境づくりというのをやって進めていきたいと考えております。

<会長>

市民懇談会につきまして、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

プログラムに関しては今日が初めてですが、全体の枠組みに関しては、前回、周知方法なども含めて、委員さんから意見がありましたが、その辺は組み込んでいただいたということですね。

<事務局>

はい。参加者の募集につきましては、この6月の1日号の広報でまず掲載させていただきます。それから、市民の皆さまには各自治会を通じて回覧をお願いしようと思っております。ただ、少し動員というところまでは考えてないのですが、それ以外にチラシなどをもし置けるようであればそのような形で、参加者は大体1学区20名から30名ぐらい集まっていればありがたいと想定しております。

<会長>

ご意見・ご質問等、いかがでしょうか。

<委員>

言わずもがなですが、行政との懇談会、色々な事業についての説明会は今まで数多く開かれており、私も出席したりしていますが、テーマに関係ない話が必ず出ます。それはなぜかといいますと、日ごろ行政との接点がないから不平不満が爆発するのです。それと、必ず発言を独占する人がいるのです。ですから、この懇談会についても、議事進行についてはかなり苦労されるのではないかと杞憂を持っております。

ですから、事務方も、会の始まる前に趣旨説明を十分しておかないと必ずそういう弁士が出てきますので、言わずもがなですが、そういう経験がありますので。それで、ほかの人の発言ができなくなるので、それが一番困るのです。

<会長>

いわゆるテーブルごとのワークショップだと、もう少し緩やかにできるのですが。

<事務局>

説明会形式になってしまうと市民対行政という感じになってしまいますので。前回もご説明させていただきましたが、アサヒの関連の市民懇談会は車座という形で、本当に円を囲むようにみんな座っていただきましたが、非常にいい距離感の中で対等な議論というか意識の共有というのでしたのではないかと感じておりますので、今言ったように特定の方が意見を独占されるようなことがないよう、これはコーディネートの仕方にもあると思いますので、そういったところも気をつけながら進めさせていただきたいと思います。貴重なご意見として承りたいと思います。

<会長>

以前、言ったと思いますが、ワークショップをするわけではないにしても、カードとかシートとかを配っておいて、発言はあまりできなかったとしても、やはり、そのとき考えていたことや思いなどを書きとめていただくと。

やはり、何か志を持って参加して下さっている方でしょうから、そのような個々の意見をうまく拾えるようなツールを用意しておいた方がよいと思います。

<委員>

今の話と似た話になりますが、これを広報に載せるときに、例えば普通の市民の方ですと現実問題として総合計画を見直していますということ、多分ほとんどご存じないと思う。ですから、こういう話をしますというのをまず広報できちんと説明しておかないと、例えば野洲学区だと小学校の拡張問題や駅前の整備、そんな話で多分、全部つぶれてしまうと思うのです。ですから広報というか、その人集めに関しては、あるいは自治会に回覧を回す際には、そもそもまず何をしているのかというのをきちんと説明しておいた方がいいと思います。

<事務局>

広報につきましては、恐らくもう原稿ができ上がっているのですが、ただ載せ方として、「それぞれのまちのよいところとか特徴について話し合しましょう」という書き方をさせていただきました。というのは、今まさにおっしゃっていただいたように、「それぞれの地域の課題について話し合しましょう」と言っていると、多分みんな不平不満の出し合いになってしまいます。それよりはまず、自分たちの地域のよいところ、あるいはほかにはない特徴というのは何なのだろうという視点からいろんな意見を出していただいて、では、それを生かしたまちづくりというのは何なのだろうという形で意見をまとめていけたらなと思っております。だから、そういった形の趣旨説明をさせていただこうとも思っています。で、各自治会回覧についてはもう少し

詳しく書けると思っていますので、そのあたりも協議をしていきたい。

それともう1点、前回ご意見としていただいたのですけれども、参加者については今回特に学区のお住まいの方だけには限らないで、全市からの参加をお認めしようと思っています。

<委員>

こういう懇話会になると、どうしても熱心な、出てこられる方の層とか世代というのは偏ってくるかと思っていますので、できるだけ若い方や、あと女性、そういう方に多く参加いただけたらよいと思っています。そういう方に呼びかける工夫であったり、後でどれぐらいそういう方たちが、女性が何割だったとかいうこともわかればありがたいと思います。

これは未成年でも別にいいのですね。どういう参加者を想定されているのでしょうか。例えば赤ちゃん連れで参加したいというお母さんがいたら、なかなかでもやっぱり参加しにくいとか、色々なことを考えます。また、課題としてそれも考えていただけたらありがたいです。

<事務局>

参加者の想定は具体的にはしてなかったのですが、子連れで来られたりとか子どもさんが来られたり、特に否定するつもりはなかったのですけれども、参加者の呼びかけについては、少し工夫できる部分があれば取り入れていきたいと思っています。

<委員>

前回は気になって、この件で質問したいと思うのですが、車座ですと、これ1人1分ですよね。40名だと。そうすると、しかも多様な人たちの魅力度というのを本当に引き出せるのかということになると、例えばワールドカフェみたいな手法が一番いいと思う。だから、1テーブル5人で、10テーブルあって、それぞれの魅力を引き出していくとか。ワールドカフェというのはそのテーブルでお茶を飲みながら気楽に話していくという。

あとそれに、学区別のマップに、最初に来るときに一番魅力であるところはどこですかということで、3つぐらい選んでもらって、その地図に貼っていくという部分など、発言できない人までも参加できるような、子連れでもよいという視点が要るのではないかなと思います。色々な手法があると思いますから、それを一回、専門の人に相談された方が、本来のニーズが聞けると思うのですが。

<事務局>

これは、申しわけないですが、前回一応車座で行くということでご理解、ご了解をいただいたということで、既にもうその部分については動き出しています。それで、広報についても「車座」ということで、お出しさせていただくことになっていますので、ワールドカフェ形式というのも、それは参考にさせていただき、今後もし機会があればそういった方式も考えていきたいと思いますが、今回につきましては車座方式ということでご了承いただきたいと思っています。

<会長>

ただ、私がさっき言ったように、発言を拾うだけじゃない意見の取り方を考えておく必要があると思います。先ほど委員さんがおっしゃったように、1人10分も発言してしまうと、あと

他の人、発言しないで終わる人もいますので、その工夫は組み込んでおいてください。

<事務局>

わかりました。意見聴取の工夫というのはまたいろんな部分で、それはこれから対応できると思います。会長がおっしゃっていただいたように意見カードを配って、出していただくというのも一つの手であるし、自分が一番好きな場所について、コメントを書いて貼ってもらう方法もあると思いますので、そのあたりは今後詰めてやっていきたいと思います。

<会長>

市民懇談会につきまして、よろしいでしょうか。
協議事項、その他、何かございますか。

<委員>

一つだけ。審議と協議と、どう違うのですか。審議するというのと協議するというのと、どう違うのですか。

<事務局>

審議につきましては、最終はご承認をいただく形になってくると思うのですが、協議につきましては決をとる内容ではない部分について、ご相談させていただくという意味合いで使い分けをしております。ただ、審議事項につきましても、これはまだ1回目からずっとやっていますけれども、まだ審議途中でございますので、毎回毎回それに対して決をとるという手順は踏んでないわけで、最終的に答申案のときには皆さんの賛否の決をとっていただくような必要があると思っております。

<委員>

わかりました。

5. その他

<会長>

その他事項、お願いします。

<事務局>

その他ということなのですが、今回参考資料ということで、4月24日に開催いたしましたアサヒビールの駅前所有土地の買取可否に係る市民懇談会、これはまさに車座で開催させていただいたものなのですが、これの議事要録、それから先日開催いたしました第4回の内部検討会議の際の配布資料を、お配りさせていただいております。

市民懇談会の結論につきましては、先般お伝えさせていただいたとおりで、駅前の土地を市が買い取った場合と買い取らない場合のそれぞれの利点あるいは欠点等についてお示しをさせていただいて、色々な意見をお出しいただいたということで、第4回の内部検討会議も含めま

して、おおむね参加いただいた方の意見としては、市が買い取るという方向で共通していたのかなと思います。

ただ前回、内部検討会議でお1人、反対意見を述べられた方がありましたけれども、基本的にはほとんどの方が買い取るということで賛成をいただいたということで、市としても現在、買い取りに向けて色々な準備をさせていただいているところであるということでございます。

以上、簡単ではございますけれども、アサヒビールの駅前土地買取可否の検討状況についてご報告とさせていただきます。

<会長>

委員の方から、何かございますか。

<事務局>

先ほどから貴重なご意見ありがとうございます。ひとつ気になる部分がありまして、まちづくり基本条例のところの策定経緯の中で納得されてない部分があるということですが、この条例は既に施行されていまして、現在、別の部署で見直しの検討もされていますので、この場はやはりその内容についてまで議論するところではないと思っております。

条例の中では、市議会の役割ということも書かれており、市議会は市民の意思が市政に反映されるよう、市の意思決定機関としてその機能を果たしますというようなことが書かれています。それとあと、議会の基本条例というのもつくられておりまして、「市民とともに考える議会」ということで、多分に意識が変わりつつあると思います。

<委員>

2年前は変わっていませんでした。

<事務局>

そういったことも含めて、今回は情報共有としてお願いしたいと思います。

<会長>

その他事項に関してよろしいでしょうか。

あとスケジュールについて、お願いします。

<事務局>

今後のスケジュールについて確認だけさせていただきたいと思います。

今後の予定ですが、本日、6月、7月、まだだいぶ先の話にはなるのですが、もう日程調整シートをお配りしておりますので、これをまた期限までに事務局までファクス、メールでお送りいただきたいと思います。

それに基づきまして、第1回の部会、6月の前半、もしかしたらもう少し中盤近くになるかもしれませんが、そのあたりで調整させていただきまして、第1回の部会の開催について、またご案内をさせていただこうと思っております。

第2回目以降につきましては、またそれぞれ、第1回の部会の中で調整をいただいて開催い

ただくということをお願いしたいと思います。

また、部会の途中で1回、全体会議を開催させていただいて、部会の審議状況について情報共有を図ろうと思っております。そういった意味で、それも本日も記入いただいたまた7月の日程調整シートをもとに事務局でご案内させていただきたいと思っておりますので、またご出席よろしくをお願いいたします。

概ね、部会の審議は8月のお盆ぐらいまでには一定のめどをつけたいと思っております。8月後半からは再度、全体会議で計画全体の最終の取りまとめをしていけたらと思っておりますので、また皆様のご協力よろしくをお願いいたします。

<会長>

ありがとうございます。議事は以上でございます。全体会議としては、ここで一度、中締めになります。ご意見・ご質問等、よろしいでしょうか。これから部会に入って、本格的に作業が進んでいきますが、皆さんよろしくをお願いいたします。

6. 閉会

<会長>

以上をもちまして、第4回総合計画審議会を終了させていただきます。皆さん、ありがとうございました。

以上